

議案第50号

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第15条 <u>さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）</u>、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	[略]		<p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第15条 <u>さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）</u>、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	[略]	
[略]					
[略]					

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。